

令和8年（フ）第4853号

愛知県知多市つづじが丘2丁目19－9－201
破産者 掛橋 愛子
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4901号

東京都江戸川区東葛西5丁目11番11号
破産者 株式会社グランジール
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4902号

東京都町田市大蔵町3092－1 Casa Okura II 201
破産者 吉岡 愛
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4934号

東京都豊島区池袋4丁目29－6－201
破産者 岡野香奈子
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4936号

東京都江戸川区鹿骨2丁目2番6号 第2サカイマンション105号室
破産者 エーエム商事有限会社
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4945号

東京都江戸川区大杉1丁目2番3号
破産者 有限会社大河原工業
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4957号

東京都荒川区西尾久4丁目12番11号 田端スカイハイツ731
破産者 株式会社BLUE ROSE
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4958号

東京都荒川区西尾久4丁目12－11－731
破産者 松本 優
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4961号

東京都江東区白河3丁目4番3号
破産者 株式会社アン・ドゥ
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4962号

東京都中央区日本橋大伝馬町3－10－506、開始決定時の住所東京都江東区白河3丁目4－3－2302
破産者 本木 淑子（旧姓中島）
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5007号

東京都千代田区神田須田町1丁目7－8 VORT秋葉原IV2F
破産者 有限会社トライデスク
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5043号

広島県広島市中区富士見町2－20－602
破産者 西村 真次

1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5044号

広島県広島市中区富士見町2－20－602
破産者 西村美佐子
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5053号

東京都千代田区外神田6丁目9番7号
破産者 株式会社ラピタジョイエイト
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5054号

大阪府岸和田市大町3丁目15－1－302
破産者 相島 昭彦
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5092号

東京都大田区西蒲田5丁目7－8－308
破産者 佐藤 永吉
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5122号

東京都墨田区業平2丁目12番3号 プティアムスカイツリー前104号
破産者 カロス株式会社
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5123号

千葉県船橋市三咲1丁目4－34
破産者 吉田たか恵
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5355号

東京都新宿区横寺町40－302
破産者 広瀬 育哉
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5361号

東京都練馬区旭丘1丁目58－9－405
破産者 稲葉 吉
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5368号

東京都練馬区立野町7－20
破産者 高松 純一
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5394号

東京都大田区矢口2丁目21－16－723
破産者 内海 明美
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5418号

東京都豊島区高田3丁目18－10－203
破産者 福田 麻実
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部